

【郵送による戸籍証明書等の申請案内】

※戸籍に関する証明書は、本籍地の役所で申請できます。

1. 申請書を記入する

○ 必要な戸籍の表示（**本籍と筆頭者**）が未記入、または誤っている場合、証明書を発行することができませんのでご注意ください。

○ 直接申請できるのは戸籍に記載されている本人、本人の配偶者、本人からみて直系尊属（父母、祖父母など）・直系卑属（子、孫など）の方です。本人からみて直系以外の方が戸籍（附票）を請求する場合は、本人自身、配偶者、直系の方からの**委任状**が必要になります。

※**身分証明書**の場合は、本人以外が申請するときは本人からの委任状が必要です。

○ 申請内容に不明な点や不足等がある場合、担当者からお電話を差し上げることがありますので、**日中に連絡の取れる電話番号**を必ずご記入いただくようお願いします。

2. 手数料を同封する

○ 郵便局で手数料分の**定額小為替**または**普通為替**を購入し、同封してください。手数料に不足があった場合、再度郵送していただくことになります。

○ 切手や収入印紙、現金は受付できません。

3. 返信用の封筒を同封する

○ 返送先の住所（**申請者の住民登録地**になります。それ以外の宛先には送付できません。）・氏名・郵便番号を明記し、切手（速達希望の場合は、速達分の切手）を貼ってください。

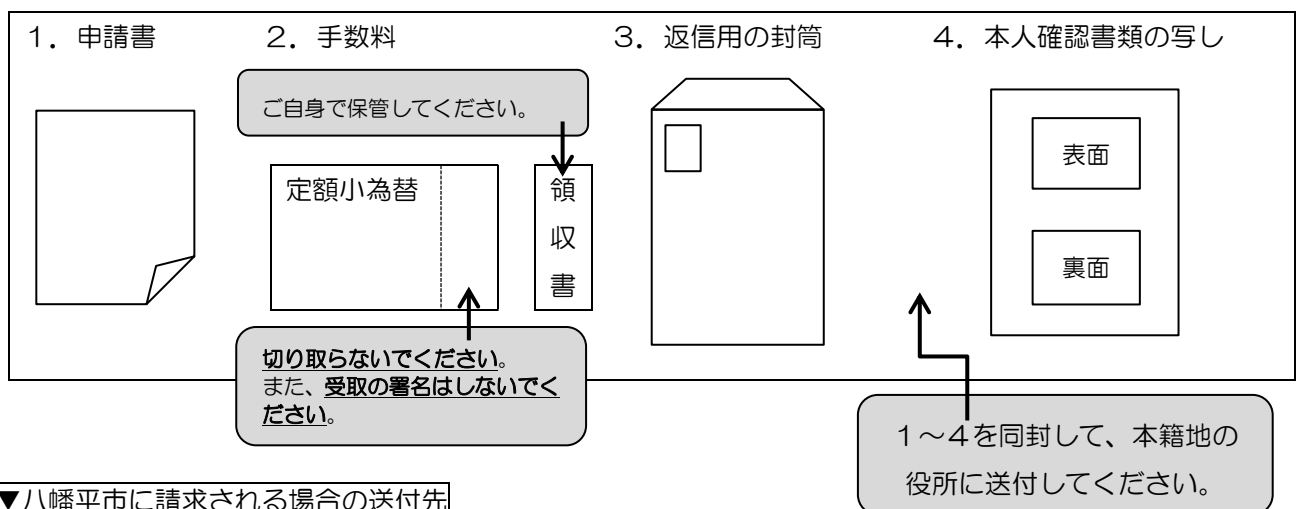
○ 複数枚申請する場合は、切手を多めに同封してください。

4. 本人確認書類の写しを同封する

○ **現住所が証明書発行者により記載**されていて、申請者が本人であることを確認できる官公署発行の本人確認書類の写しを同封してください。なお、本人確認書類をお持ちでない方、または本人確認書類をお持ちでも証明書発行者により住所が記載されていない方は、本籍地の役所にお問い合わせください。

（本人確認書類例：運転免許証、個人番号カード、医療保険の資格確認書、介護保険証など）

○ 裏書がある場合は、**裏書面の写し**も同封してください。



▼八幡平市に請求される場合の送付先

〒028-7397
岩手県八幡平市野駄21-170
八幡平市役所 市民課 戸籍住民係
TEL 0195-74-2111

平成26年11月25日
新庁舎へ引っ越しました！

※別紙申請案内をご確認いただいたうえでご記入ください。

令和 年 月 日

※謄本（全部事項証明）：戸籍に記載されている人全員分　／抄本（個人事項証明）：戸籍に記載されている人のうち一人分
 附票：住所の履歴が記載されたもの（改製等により、複数枚にわたる可能性があります。必要な時期・住所をご記入ください。）
 身分証明：民事処分（禁治産者、準禁治産者、後見登記、破産宣告）の有無に関するもの（本人以外の申請は委任状が必要です。）
 受理証明：届書を受理した市区町村で発行されるもの

● 1ヶ月以内に戸籍の手続きをされた方は記入してください。

(出生・死亡・婚姻・離婚)届・その他()を()月()日に()役所へ提出

委任状

※委任する方がすべて記入・押印してください。

八幡平市長様

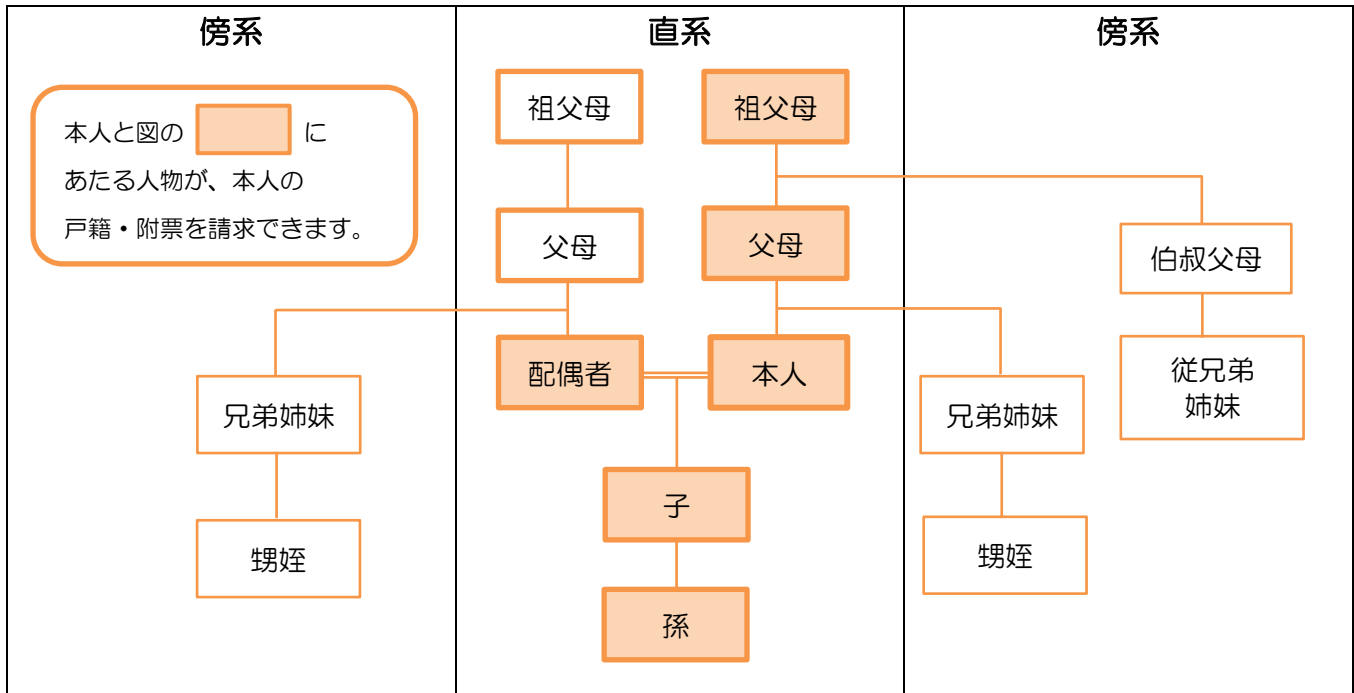
令和 年 月 日

委任者 (頼んだ人)	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	戸籍に記載されている人からみた関係	☐ 本人 ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 祖父母 ☐ 孫

私は、次の者を代理人として選任し、戸籍に係る証明の取得に関する一切の権限を委任します。

代理人 (頼まれた人)	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日

<参考：戸籍を請求できる範囲について>



● 図の本人の戸籍（附票）がほしい場合、請求できるのは本人自身と、本人からみて直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）と本人の配偶者です。本人からみて直系以外（図の白色）の方が戸籍（附票）を請求する場合は、本人自身、配偶者、直系の方からの委任状が必要になります。

※第三者請求により取得ができる場合もありますので、詳しくはご相談ください。

※身分証明書の場合は、本人以外が申請するときは本人からの委任状が必要です。

